

平成26年（東）第4608号 和解仲介手続き申立事件

申立人 長谷川健一ほか2769名

被申立人 東京電力株式会社

### 準備書面（3）

#### 避難慰謝料・生活破壊慰謝料について

2015年4月14日

原子力損害賠償紛争解決センター 御中

申立人ら代理人 弁護士 河合 弘 之

同 弁護士 保 田 行 雄

同 弁護士 海 渡 雄 一

ほか 92名

## 目次

第1	本書面の概要 .....	5
第2	被侵害利益（包括的生活利益としての平穩生活権）について .....	5
1	本件原発事故で失った利益とその把握方法.....	5
(1)	本件原発事故で被害者が失ったもの .....	5
(2)	各種共同体から享受する利益への侵害.....	6
2	包括的利益としての平穩生活権の意義.....	8
3	包括的生活利益としての平穩生活権の特徴.....	9
(1)	各種権利が包摂されていること .....	9
(2)	原状回復するまで侵害が続くこと .....	10
(3)	原状回復までに長時間を要すること .....	10
4	裁判例 .....	11
5	包括的生活利益としての平穩生活権の内容.....	12
(1)	居住・移転の自由の意義及び重要性 .....	12
①	居住・移転の自由の重要性（精神的自由権や人格権の基礎であること） .....	12
②	権利侵害の実態 .....	13
(2)	人格権の意義及び重要性（放射能汚染のない環境下で生命・身体を脅かされず生活する権利，人格発達権，内心の静穏な感情を害されない利益を含む） ..	14
①	放射能汚染のない環境下で生命・身体を脅かされず生活する権利の意義及び重要性 .....	14
②	人格発達権の意義及び重要性.....	15
③	内心の静穏な感情を害されない利益の意義及び重要性.....	16
(3)	小括 .....	17
第3	相手方らの行為による具体的な被侵害利益の侵害 .....	17
1	はじめに .....	17
2	具体的な侵害態様 .....	18

(1) 苛烈な避難生活 .....	18
① 飯館村民の避難生活に至る状況 .....	18
② 人間の尊厳を損なう避難所での生活 .....	18
③ 不自由，不安な応急仮設住宅での生活 .....	19
④ 期限を定められた応急仮設住宅の供与期間 .....	19
(2) 馴染みある風土や慣習の中での生活の喪失 .....	20
(3) 家族・親族の分断 .....	20
(4) 生活基盤の崩壊 .....	20
(5) 放射線被ばくに対する生涯の不安 .....	21
(6) 子どもたちの受けた被害 .....	21
(7) 帰還が困難となっていること .....	21
(8) 避難生活の長期化に伴う心身状態の悪化 .....	22
4 小括 .....	22
第5 原発事故被害における精神的苦痛について .....	23
1 はじめに .....	23
2 災害被災者のストレスの特徴 .....	23
3 原発事故による精神的ストレスの特異性 .....	25
4 本件原発事故避難者に対する聴き取り調査の結果 .....	31
第5 損害について .....	34
1 はじめに .....	34
2 避難慰謝料について .....	35
(1) 中間指針等の内容 .....	35
(2) 問題点 .....	36
① 交通事故方式採用の不合理性 .....	36
② 自賠償を基準とすることの不合理性 .....	37
③ 自賠償基準からさらに減額することの不合理的 .....	37

④	生活費増加分を含めることの不合理 .....	38
⑤	避難慰謝料の「打ち切り」の不合理.....	38
⑥	通減方式の「撤回」――中間指針は絶対でないこと .....	39
(3)	あるべき避難慰謝料.....	39
3	生活破壊慰謝料について.....	40
(1)	審査会が想定する要素 .....	40
(2)	生活破壊慰謝料の意義・必要性 .....	41
(3)	中間指針の内容と問題点.....	42
(4)	あるべき生活破壊慰謝料.....	43

## 第1 本書面の概要

本書面は、申立人らの避難慰謝料、生活破壊慰謝料について主張するものである。

この点について、相手方の答弁書では、中間指針、政府賠償方針の内容を述べ、これらに応じられないとしているだけである。

しかし、相手方は、本件原発事故と相当因果関係のある損害に対しては、賠償しなければならない。中間指針や政府賠償方針は、何ら法的拘束力を持つものでないことは言うまでもない。しかも、中間指針は、申立書第6の2で述べたとおり、賠償対象や賠償額などの制限を示したものではない。

そこで、以下、申立人らが侵害された被侵害利益について、包括的生活利益としての平穩生活権の侵害という観点から詳述する（第2及び第3）。次に、申立人ら原発事故被害者の被った精神的苦痛について、医学・心理学・社会学の見地から、研究、調査が進展しているので、その概要を述べる（第4）。そして、避難慰謝料及び生活破壊慰謝料について、その位置づけ、申立人らが主張する金額の正当性について述べる（第5）。

## 第2 被侵害利益（包括的生活利益としての平穩生活権）について

### 1 本件原発事故で失った利益とその把握方法

#### (1) 本件原発事故で被害者が失ったもの

本件原発事故により、申立人ら原発事故被害者は、これまでの生活そのものを失った。

申立人らは、居住する場所を選択し、その地域で、家庭を築き、また、学校、職場、地域社会などを通じて様々な人間関係を築くことにより各種の共同体を形成し、それらの共同体（物的施設等も含む。例えば、家族という共同体の構成要素である自宅など）から多くの利益を受けて生活している。

申立人らは、本件原発事故前、地域における大気中の放射性物質の空間線量

を気にすることなく、自宅周辺の放射線量を気にすることなく、海産物、農作物から検出される放射性物質を気にすることなく、被ばくによる健康状態を気にすることなく、自然豊かな地域で、家族・地域と繋がり、共同体を形成してきた。申立人らは、自ら選んだ土地に家を建て、密接な人間関係の下で職業を選んで生計を立て、栽培した野菜や果物を近隣の住民と交換しあい、近隣住民や近くに居住している親戚等の協力を得て子育てを行うなど、平穏で安全な日常的社会生活を送り、人間関係・地位・財産・習慣や思い出等を築きあげてきた。

本件原発事故は、申立人らのこのような「原発事故前の生活」そのものを、根底から破壊した。日々の生活の中で放射線量を意識せざるを得ない生活を余儀なくされ、個々人が築き上げてきた人間関係、地位、財産、習慣や思い出等の様々な要素から、被害者を引き離し、そして分断したのである。

本件原発事故によって破壊されたものは、被害者の日常生活、社会生活関係の全てである。そして、これらは、残念ながら、決して、以前と同じような状態を取り戻すことはできないのである。

## (2) 各種共同体から享受する利益への侵害

このような地域社会など各種共同体から享受する利益が侵害された場合、これまで、個々の利益ごとに個別に観念されていたように思われる。

しかし、それは、侵害された利益が部分的であったりするため、その部分的な被害が回復されれば、地域社会など各種共同体の機能が回復し得たからに他ならない。ところが、本件原発事故のように極めて強大な脅威により、地域社会など各種共同体から享受する利益が全て、あるいはその多くの部分が同時に侵害された場合、個別の利益を分析的に把握することは実態に副わない。なぜなら、これらの利益の全て、あるいはその多くの部分が同時に侵害されてしまうと、個々の利益の侵害に止まらず、そもそも日常生活が成り立たなくなり、あるいは、日常生活そのものに深刻な支障を生じてしまうからである。

そのダメージの深刻さは、個々の利益の侵害を個別に評価してそれを合算した場合とは比較にならない程重大なものであり、従来の定形的被害類型を想定してたてられた個別の損害項目では、被害者に生じた差（加害行為がなかったとしたならばあるべき利益状態と、加害がなされた現在の利益状態の差）を的確に表現することができず、既存の損害項目とこれに対応する金額を積み上げただけでは差額を十分に捕捉することはできない。また、従前の被害類型を想定して建てられた個別の損害項目と同じ名目の損害項目を、本件事故の損害において用いたときは、生活の総体・事業活動の総体を破壊する権利・法益侵害であるという要素が反映されずに金銭評価がされるおそれがあるといえる。

そこで、このように各種の共同体から受けている利益の全て、あるいはその多くの部分を同時に侵害された場合には、これらの利益を総体的に捉える必要がある。

換言すれば、本件事故により、人が人として生きる基本的な権利が総じて侵害されているものであり、様々な法益が複合的かつ相互に関連し、影響し合っていることが考慮されなければならない。被侵害利益を個別かつ相互に切り離し分類することは、その被侵害利益を正しく把握できないことになるし、そもそも不可能であるというべきである。

この点、原発事故後、被害調査を行い被害・損害論の研究を進めている研究者である吉村良一立命館大学教授は、「個別利益の適切な賠償がなされるとしても、それによって被害の総体の補償がなされるわけではない。被害住民は、多様な（個々の的に取り出すことが容易ではない）被害を総体として蒙っているのである。「ふるさとの喪失」がもたらした精神的損害や、放射線曝露による将来的な健康被害への恐れ、さらには、放射線被害への対応の差からくる家庭内に生じた問題等もあろう。重大な被害をひき起こした原因者に対する住民らの怒りといった要素も無視できない。」と述べている（甲共37：吉村良一「福島第原発事故被害の救済」法律時報85巻10号60頁以下）。

## 2 包括的利益としての平穩生活権の意義

申立人らの被侵害利益は、様々な法益が複合的かつ相互に関連し、影響し合っているものと言うべきであるから、むしろ被侵害利益については、これらの中心的な諸要素を含んだ、憲法22条1項、憲法13条に由来する包括的な人格権そのものというべきである。

すなわち、「包括的生活利益としての平穩生活権」とは、申立人らが居住していた地域において平穩で安全な日常的な社会生活を送ることができる生活利益そのものであり、居住・移転の自由、平穩生活権、人格発達権、内心の静穏な感情を害されない利益をも包摂したものである。

この点、吉村教授と同様、被害調査を行い被害・損害論の研究を進めている研究者である淡路剛久立教大学名誉教授は、原発事故による被侵害利益について「未曾有の本件原発事故によって侵害された被害者のもっとも基本的な権利法益はなんだろうか。この点を避難中の被害者に問えば、躊躇なく「地域での元の生活を根底からまるごと奪われたこと」、「家族離散による生活の破壊」、「故郷を失ったこと」などと答えられるであろう。…原発事故によって侵害され破壊されたのは、根本的には日常生活そのものであり、そこから様々な具体的な損害が生じる。…平穩な日常生活を営む権利は、原賠法によって保護されるべき保護法益（自由権、生存権、居住権、人格権、財産権を含む）であり、「包括的生活利益としての平穩生活権」（包括的平穩生活権）と呼ぶことができる。」としている（甲共38：淡路剛久『包括的生活利益としての平穩生活権』の侵害と救済」法律時報86巻4号97頁以下）

そして、淡路剛久教授は、「包括的生活利益としての平穩生活権」に内包される「故郷（ふるさと）、コミュニティから享受する利益」について、以下の分析をしている。すなわち、「地域、コミュニティの機能とは、第1に生活費代替機能（野菜の交換等をいう）、第2に、相互扶助・共助・福祉機能（複数世代家族



内、集落共同体内で互いに面倒を見ること等をいう)、第3に行政代替・補完機能(「区」を中心とする活動等をいう)、第4に、人格発展機能(子供の成長、地域の交流等)、第5に、環境保全・維持機能(里山の維持・管理等)であり、これらの機能を個々人が享受する利益の侵害が、本件における被侵害利益の重要な部分である」としている(甲共39:淡路剛久「福島原発賠償の法理をどう考えるか」環境と公害43巻2号2頁以下)。

### 3 包括的生活利益としての平穏生活権の特徴

#### (1) 各種権利が包摂されていること

包括的生活利益としての平穏生活権は、上記2で述べたとおり、申立人らが居住していた地域において平穏で安全な日常的な社会生活を送ることができる生活利益そのものであることから、各種の権利を包摂するものである。

この点、淡路剛久教授は、精神的平穏が侵害された場合に精神的な人格権が、生命・身体に被害をこうむるのではないかという深刻なおそれ・危惧によって人格権が侵害された場合に身体的な人格権に接続した平穏生活権が、それぞれ侵害されるとした上で、「本件原子力事故(「・・・作用等」)によって侵害された法益は、地域において平穏な日常生活を送ることができる生活利益そのものであることから、生存権、身体的・精神的な人格権—そこには身体権に接続した平穏生活権も含まれる—及び財産権を包摂した」ものであると分析されている。

(甲共39:淡路剛久「福島原発賠償の法理をどう考えるか」環境と公害43巻2号2頁以下)

そして、淡路剛久教授の分析によれば、本件原発事故における被害の特徴について、次のように分析している。

すなわち、①放射線被ばくの恐怖感・深刻な危惧感を覚えたこと、②避難所・仮設住宅・その他仮住まい等で避難生活を余儀なくされ、帰還できない間の精神的損害を受けたこと、③本件事故前に居住していた地域社会に戻れないこと

による土地・家屋に関わる損害を受けたこと、④地域生活の破壊と損失の損害を受けたこと⑤純粋な環境損害（生態的損害ないしエコロジカル損害）を受けたこと、である。（甲共39：淡路剛久「福島原発賠償の法理をどう考えるか」環境と公害43巻2号2頁以下）

もちろん、申立人らの被侵害利益は、これらに留まるものではないが、申立人らが侵害された包括的生活利益としての平穩生活権を考えるにあたっては上記観点が重要である。

## (2) 原状回復するまで侵害が続くこと

包括的生活利益としての平穩生活権に対する侵害は、金銭賠償措置も含めた原状回復が行われるまでの間、継続しているものと考えなければならない。なぜなら、平穩に日常生活を送ることは、憲法第13条等から当然に導かれるべき人格権的な利益であり、必ず原状回復がされなければならないからである。包括的生活利益としての平穩生活権は、それが侵害されている間は、日常生活においてきわめて深刻な負担が続いているのであり、必ずそこからの回復が図られなければならない。したがって、包括的生活利益としての平穩生活権は、侵害された時点でその権利が消滅して後は金銭賠償が図られるという性質の権利ではなく、原状回復がなされるまでは権利侵害が継続する性質の権利といえることができる。

## (3) 原状回復までに長時間を要すること

包括的生活利益としての平穩生活権は、共同体等から享受する利益が同時に丸ごと奪われるような場合に侵害されるものであるから、これを侵害する脅威は、本件事故のように非常に強大かつ広域に及ぶものである。

また、包括的生活利益としての平穩生活権は地域社会から享受する利益を重要な一部としているところ、地域社会は、特定の地域において日々の生活の積み重ねによって形成されたものであるため、その地域での再生を希求する性質がある。

そのため、包括的生活利益としての平穩生活権の原状回復は、広範な地域の再生、復興と密接に関連するため、必然的に原状回復までに長時間を要することになる。本件事故においては、その被害の大きさ、特徴等に照らすと、原状回復はほぼ不可能であるといわざるをえない。

#### 4 裁判例

申立人らが主張する「包括的生活利益としての平穩生活権」に近い考えを示した判決として、ハンセン病訴訟熊本地裁判決（熊本地裁平成13年5月11日判決・判時1748号30頁）が挙げられる。

同判決は、隔離政策によって隔離された場合の被侵害利益に関して、以下のように判示している。

「憲法22条1項は、何人も、公共の福祉に反しない限り、居住・移転の自由を有すると規定している。この居住・移転の自由は、経済的自由の一環をなすものであるとともに、奴隸的拘束等の禁止を定めた憲法18条よりも広い意味での人身の自由としての側面を持つ。のみならず、自己の選択するところに従い社会の様々な事物に触れ、人と接しコミュニケーションすることは、人が人として生存する上で決定的重要性を有することであって、居住・移転の自由は、これに不可欠の前提というべきものである。」

「法の隔離規定によってもたらされる人権の制限は、居住・移転の自由という枠内での確に把握し得るものではない。ハンセン病患者の隔離は、通常極めて長期間にわたるが、たとえ数年程度に終わる場合であっても、当該患者の人生に決定的に重大な影響を与える。ある者は、学業の中断を余儀なくされ、ある者は、職を失い、あるいは思い描いていた職業に就く機会を奪われ、ある者は、結婚し、家庭を築き、子どもを産み育てる機会を失い、あるいは家族との触れ合いの中で人生を送ることを著しく制限される。その影響の現れ方は、その患者ごとに様々であるが、いずれにしても、人として当然に持っているはずの人生のありとあらゆる発展可能性が大きい

く損なわれるのであり、その人権の制限は、人としての社会生活全般にわたるものである。このような人権制限の実態は、単に居住・移転の自由の制限ということで正当には評価し尽くせず、より広く憲法13条に根拠を有する人格権そのものに対するものにとらえるのが相当である。」

ハンセン病訴訟事件における被害者らは、法の隔離規定によって、生活の本拠を奪われ、それによって「人生のありとあらゆる発展可能性」が大きく損なわれ、「人としての社会生活全般」を失われたというものである。

国による隔離政策がなされたハンセン病のケースと本件を同一視することはできないとしても、本件申立人らもまた、元居住地において、本件原発事故前の生活利益、社会生活関係を維持するといった意味で「平穏な生活を営むことができなくなった」「住むことができなくなった」ものであり、その被侵害利益は共通しており、「被害の広範性、継続性、長期性、深刻性、全面性、地域社会と生活の根底からの破壊」といった特徴、さらにはそのような被害が国策によってもたされたという点においても共通するものということができる。

## 5 包括的生活利益としての平穏生活権の内容

### (1) 居住・移転の自由の意義及び重要性

#### ① 居住・移転の自由の重要性（精神的自由権や人格権の基礎であること）

居住・移転の自由（憲法22条1項）とは、言うまでもなく、自己の欲する地に住所または居所を定め、あるいはそれを変更する自由、および自己の意に反して居住地を変更されることのない自由を意味する。

この居住・移転の自由は、単に経済的自由としての性格のみならず、人身の自由とも密接に関連し、表現の自由（意思伝達・意思交換など、知的な接触を得るための移動）、人格形成の自由といった多面的複合的性格を有する権利として理解されている（芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法』第5版222頁、野中俊彦ほか『憲法I』第5版458頁）。また、「居所を自由に定めたり、

自由に移転して他者とコミュニケーションをとることは、精神的活動と人格形成にとって必須の前提である」とされ、「居住・移転の自由は、精神的自由権や人格権の基礎」「人間が生きる基盤そのもの」としても理解されている(杉原泰雄編『新版体系憲法辞典』567頁、佐藤幸治『日本国憲法論』296頁)。

このような考え方は、例えば、ハンセン病訴訟熊本地裁判決でも「居住・移転の自由は、経済的自由の一環をなすものであるとともに、奴隷的拘束等の禁止を定めた憲法18条よりも広い意味での人身の自由としての側面を持つ。のみならず、自己の選択するところに従い社会の様々な事物に触れ、人と接しコミュニケーションすることは、人が人として生存する上で決定的重要性を有することであって、居住・移転の自由は、これに不可欠の前提というべき」とし、その趣旨が反映されている。

## ② 権利侵害の実態

本件原発事故によって、ある者は、自身の故郷又は愛着のある場所であって今後住み続けることを希望していた場所である福島県及びその周辺地域から離れ、本来であれば住むことも希望せず、必要もない場所である避難先での苦しい生活を強いられている。また、ある者は、家族と共に放射性物質に汚染された福島県及びその周辺を離れ、別の場所で生活することを希望するにもかかわらず、仕事や親族など様々な事情から、避難することができずに、地元滞留せざるを得なかった。

このようにいずれにしても、「住みたい場所」に居住することができなくなったという意味において、居住・移転の自由を等しく侵害されているものである。

こうした被害実態からすれば、本件において、申立人らが侵害された「居住・移転の自由」の意義は、避難した者については、「放射能汚染といった影響から、自己の意に反して居住地を変更されないこと」を意味し、滞留者に

については、「放射能汚染のない地域に居住すること」である。そして、これらの自由の侵害は、精神的自由権や人格権の侵害の原因となる行為であり、特に重要視されなければならない。

(2) 人格権の意義及び重要性（放射能汚染のない環境下で生命・身体を脅かされず生活する権利，人格発達権，内心の静穏な感情を害されない利益を含む）

① 放射能汚染のない環境下で生命・身体を脅かされず生活する権利の意義及び重要性

これまでの裁判例において、いわゆる「人格権」の一種として、平穏で安全な生活を営む権利（平穏生活権）が認められてきた。

例えば、騒音被害に関わる事例（横田基地騒音訴訟控訴審判決：東京高判昭和62年7月15日判時1245号3頁）においては「人は、人格権の一種として、平穏権とで安全な生活を営む権利（以下、仮に、平穏生活権又は単に生活権と呼ぶ。）を有して」おり、騒音・振動等はこの平穏生活権に対する民法709条所定の侵害であり、また、この権利は、「物上請求権と同質の権利として」差止の根拠となり得る「排他性」を有するとしている。

また、廃棄物処分場の差止事例（仙台地決平成4年2月28日判時1429号109頁）においては「人は、生存していくのに飲用水の確保が不可欠であり、かつ、確保した水が健康を損なうようなものであれば、これも生命或いは身体の完全性を害するから、人格権としての身体権の一環として、質量共に共存・健康を損なうことのない水を確保する権利があると解される」とされている。

なお、こうした判決等で認められている「平穏生活権」は、申立人が主張する「包括的生活利益としての平穏生活権」の一部を構成する。また、同時に、一部を構成するものにすぎないことに留意される必要がある。

申立人らが主張する「放射能汚染のない環境下で生命・身体を脅かされず生活する権利」は、横田基地訴訟等が問題とする生命、身体を法的保護の対

象とする身体権（騒音等による不快感や睡眠妨害）そのものにとどまるものではなく、生命、身体に対する侵害の危険から引き起こされる危険感、不安感によって精神的平穏や平穏な生活を侵害されない人格権（身体権に直結した精神的人格権）を包括したものであるからである。

## ② 人格発達権の意義及び重要性

申立書で述べた通り、人間は、幼少期から青年期、壮年期を経て老年期に至るまで、人や環境との接触・交流を通じて変化し発達していくものである。子どもはコミュニティの中で大人や友達から学び、青年期にはそうした場を家庭や学校のみならず職場や趣味の場にもつことができる。さらに成長すれば社会的役割にも変化が生じ、様々な社会的貢献をするとともに、結婚・出産があれば新しい命を育み、家族と地域に新しい構成員が生まれる。そして壮年期・老年期になれば自らの家庭や地域での蓄積を次世代の者に引き継ぐ。そこには地域の恵みがあり、地域の職場があり、学びの場や遊びの場もある。これらの過程で人は心身の健康を得、時として葛藤もあるが、それ自体が発達のための重要な過程でもある。こうした営みは、地域コミュニティの中で生きているからこそのものであり、何物にも替え難いものである。このように、人は生を受けてから死に至るまで、自己実現のために、あらゆる発達可能性を持ちながら生きていくものである。

このような人格発達権については、基本的人権の各則としては、居住・移転・職業選択の自由（憲法22条1項）、財産権（憲法29条1項）、生存権（憲法25条1項）、家族生活における個人の尊厳（憲法24条）、教育を受ける権利（憲法26条1項）、勤労の権利（憲法27条）、さらには子どもの権利条約6条2項、9条1項本文、24条、28条によって保障される各権利と位置づけることが可能であるが、これらの人権を多面的複合的に制約されることは、単に個別的な人権を侵害したにとどまらず、人格発達権を侵害したものと評価することができる。

この人格発達権の侵害の重要な要素又は態様として、「地域コミュニティの喪失ないしは変容」があげられる。そこでは、地域コミュニティが果たしていた法的利益の実態が考慮されるべきである。

申立人らが主張する人格発達権は、これまでの生活基盤，社会生活関係すべてから得られる利益そのものであって，かかる人格発達権が侵害された場合，人が個人として成長，発達している全ての局面，すなわちその者の人生において多大な困難を強いられることになるものであって，人格権の中でも重要な権利として把握されるべきものである。

### ③ 内心の静穏な感情を害されない利益の意義及び重要性

原発事故被害者らは，本件原発事故によって，単なる不安感や焦燥感が内心に生じたというにとどまらず，その生活基盤が根本から破壊されたため，様々な複合的な被害をうけ，それによって内心の静穏が害されている。すなわち，非常に多様かつ複雑な問題を現実突き付けられ，平穏な日常生活を脅かされ，人生設計をも左右する状況と背中合わせに生じている不安や焦燥を抱いているのである。

本件における内心の静穏な感情を害されない利益に対する侵害は，広範囲にわたる放射性物質による環境汚染に特有のものであって，本件加害行為の特性に照らせば，特に重視されるべき利益である。

かかる内心の静穏な感情に対する侵害は，「包括的生活利益として平穏生活権」の一部として理解することができる。すなわち，人格権については，上記のとおり，生命，身体，健康などの身体的側面を保護する人格権（身体的人格権あるいは身体権）と，精神や自由など精神的側面の保護を目的とする人格権（精神的人格権）があると解され，法的保護の程度（あるいはその確立の程度）には違いがみられるところ，本件における内心の静穏な感情に対する侵害は単なる「不安や焦燥」といった感情が生じたという程度のものではなく，「放射性物質の身体に対する影響がないとはいえないこと」からく



るものであって、生命、身体、健康などの身体的側面を保護する人格権の侵害の結果としての内心の静穏な感情に対する侵害にほかならないことに留意されるべきである。

### (3) 小括

このように、包括的生活利益としての平穏生活権とは、申立人らの居住、移転の自由及び人格権（放射能汚染のない環境下で生命・身体を脅かされず生活する権利、人格発達権、内心の静穏な感情を害されない利益を含む）を包摂するものであり、かかる平穏生活権が申立人らの被侵害利益として捉えられるべきである。

## 第3 相手方らの行為による具体的な被侵害利益の侵害

### 1 はじめに

申立人らは、「包括的生活利益としての平穏生活権」を侵害されたことによって、これまで放射性物質による影響を受けることのなかった日常生活及び社会生活関係そのものを失い、それによって日常かつ恒久的に生活不穏ないしは健康不安を抱くといった被害に曝されて生きていかなければならなくなったものであり、その喪失感、不安感、危惧感といった精神的損害の程度は極めて甚大であり深刻でもある。

これらの精神的損害は、上記「包括的生活利益としての平穏生活権」を侵害されたことによって生じた損害であり、本件において申立人らが主張する「損害」は各申立人らの精神的損害である。

なお、以下、述べる侵害態様もその一部分を述べたものにしか過ぎない。今後、申立人らの報告書や各種調査・研究などを通じて、詳細に述べていく。

## 2 具体的な侵害態様

### (1) 苛烈な避難生活

#### ① 飯舘村民の避難生活に至る状況

飯舘村民は、原発事故後の早期に栃木県鹿沼市への「集団自主避難」をしたり、親戚などの家に避難したりした者もいる。また、多くの村民は、放射能汚染に関して情報が伝わらなかった上に「専門家」たちの講演等の影響により、そのまま村内に留まってしまい、計画的避難区域に指定されて以降になって応急仮設住宅等に避難している。そして、現在もこうした状態が続いている。

#### ② 人間の尊厳を損なう避難所での生活

原発事故発生後、初期の段階で避難した1次避難所の多くは、公共の施設や催事場のフロアであった。

ほとんどの1次避難所では、広いフロアや部屋に複数の避難世帯が雑居を余儀なくされ、避難世帯相互を隔てる仕切りは十分に設置されず、プライバシーはないも同然であった。女性の着替える場所に事欠く避難所も少なくなき、衆人環視の中で下着姿にならざるをえないこともあった。

特に、本件原発事故発生直後は、物資不足と交通インフラのマヒのため、食料も十分に供給されない避難所が少なくなかった。

そして、避難者のなかには、1次避難所から、応急仮設住宅（みなし仮設住宅<sup>1</sup>も含む）に速やかに入居することができず、1次避難所から抜け出せなかったり、ホテル・旅館などの2次避難所へ移動したりするケースも見られた。

2次避難所のホテル・旅館では、プライバシーはある程度保たれるようになり、概ね温かい食事が出るなどの改善がなされた。しかし、家族で避難し

---

<sup>1</sup> 応急仮設住宅扱いの公営住宅、公務員宿舎または民間借上げ住宅（民間の賃貸住宅を都道府県が借り上げて災害救助法上の応急仮設住宅として避難者に提供する住宅。）などのこと

ている者にとっては居住スペースとしては狭すぎ、食事についてもメニューや時間に制限があつて高齢者や乳幼児には十分に対応できなかったところが多く、避難先の都合で居室もしばしば移動させられることがあるなど、生活上の不自由や苦痛は大幅に改善されたとはいいがたい状況であつた。

### ③ 不自由，不安な応急仮設住宅での生活

現在，申立人らの多くは，応急仮設住宅に入居している。しかし，入居するに際しても，日常生活を送るに必要な生活用品や家具，電化製品などが足りないケースなどが多数あつた。

応急仮設住宅でも，避難者らは落ち着かない生活を余儀なくされている。広い敷地内の家屋に居住していた避難者らには，隣や上下階の騒音が気になったり，自らの生活で音を出さないように気をつけたりするという慣れない生活を強いられている。

また，応急仮設住宅においては，近隣の居住者が避難者とは限らない。そのため，避難者向けの支援の情報が届かず，孤立している状態の避難者もいる。特に，民間借上げ住宅に居住する避難者は，各地に分散していることから，避難前の集落，行政区等によるつながりを保つことも困難となっているケースも見られる。

### ④ 期限を定められた応急仮設住宅の供与期間

飯舘村民の多くが居住している「応急仮設住宅」は，災害救助法によって供給されている。しかし，同法による応急仮設住宅の供与期間は，現在単年度毎に更新されており，現在，その供与期間は「平成28年3月末まで」と期限が設定されている。

このまま平成28年に供与期間が終了となってしまうと，生活再建がままならない状況で，応急仮設住宅からの退去を余儀なくされかねないことになる。

## (2) 馴染みある風土や慣習の中での生活の喪失

飯舘村民は、申立書の申立の理由第2で述べたように、自然の恵みを享受し、家庭のみならず、組・飯・行政区などといった地域、学校、職場などで、様々な人間関係を形成し、行事や祭りなどを通じて、仲良く助け合って生活をしてきた。本件原発事故により、こうした飯舘村の自然と一体化していた個人的あるいは社会的・文化的な諸活動（山菜・キノコ採りなどの日常的営為のほか、祭事などの非日常的営為なども含む。）も失ってしまった。

## (3) 家族・親族の分断

申立人らの避難先である応急仮設住宅等は、飯舘村の自宅に比べれば、はるかに狭い。そのため、本件原発事故前には、親族が二世帯、三世帯、それ以上が同居して生活していたのが、別々の応急仮設住宅での生活を余儀なくされるようになってしまった。

こうした二重・三重生活は、申立人らの生活費を増加させる要因となっていることは、もちろん、例えば、別居により、従前同居して行っていた高齢親の介護の負担が大きくなるなど、様々な面で申立人らの負担を高めることになった。

また、仲むつまじく和気藹々と生活していた家族関係に対しても大きな打撃を及ぼしているケースも少なくない。

## (4) 生活基盤の崩壊

申立人らは、避難に伴って、それまでの仕事を失い、その生活基盤を崩壊させられたケースも少なくない。

避難者にとって、仕事を失ったということは、収入を失うという財産的な損害にとどまるものではない。自らがやりがいや誇りを持って行っていた仕事を奪われたこと、それを再開することの難しさ、就労先における人間関係からの分断などによって避難者が受けている喪失感は計りしれない。

飯舘村民の多くは、本件原発事故以前には、農家か否にかかわらず、自家消

費用として米や野菜などの農作物を栽培したり、近所・親戚などで交換しあったりなどしていた。しかし、本件原発事故により、そうしたことが出来なくなり、あらゆる食品を購入せざる得なくなった。また、飯舘村内の自宅を維持するために定期的に一時帰宅している者も多く、その交通手段としての車のガソリン代も相当かかっている。こうした原発事故前には、通常支出する必要がなかった分についての生活費の増加があり、飯舘村民の家計を苦しめている。

#### **(5) 放射線被ばくに対する生涯の不安**

本件原発事故自体がおよそ収束したとは言えず、除染計画も進まない中、この放射能汚染を危惧して避難した飯舘村民にとって飯舘村が帰還で決める状態になる見通しはたたないままである。

健康被害への不安という面においては、既に受けた放射線被ばくによる健康影響への恐怖・不安は生涯にわたる永続的なものである。特に、子どもの甲状腺異常、甲状腺ガンなどの報告事例などもあり、こうした恐怖・不安は、日を追うごとに軽減されることなく、強くなっている。

このように飯舘村民は、生活面、健康面において先行きと見通しの持てない極めて長期間の継続した不安に晒されている。

#### **(6) 子どもたちの受けた被害**

本件原発事故は、子どもたちにも、特有の被害を与えている。

子どもたちは、避難に伴って、多感な時期に、学校の同級生や先輩、教職員らをはじめとする人間関係から突然別離させられた。また、環境の急激な変化などから心身不調を訴える子どもも少なくない。さらに、避難によって家族との別離を強いられた子ども多くは、家族間の交流機会までも奪われている。

#### **(7) 帰還が困難となっていること**

飯舘村民が飯舘村への帰還を望んだとしても、除染が完全に行われ、飯舘村におけるインフラ整備が整わない限り、安心して帰還することができる状況にはない。しかし、山林・農地の除染が困難なことは、既に申立書で述べたところ

ろである。また、若年層の村民の大半が帰還できる状況にはないと考えており、一部の村民のみで飯舘村に戻ることも困難である。

飯舘村での元の生活はもはや不可能なのである。

#### (8) 避難生活の長期化に伴う心身状態の悪化

こうした避難生活の長期化は、申立書第5で述べたように飯舘村民の心身の悪化を招いている。最悪なケースでは、自ら命を絶ったり、病気になり又は持病を悪化させて死に至ったりするケースもあるほどである。そこまで至らなくとも、申立人らの多くが体調を崩し、また、避難生活のストレスや荒廃した飯舘村の現状を目の当たりにして強い精神的打撃を受けている。

## 4 小括

以上に述べたとおり、申立人らは、本件原発事故によって、包括的生活利益としての平穏生活権（ここには居住・移転の自由、人格権（放射能汚染のない環境下で生命・身体を脅かされず生活する権利、人格発達権、内心の静穏な感情に対する侵害を含む）を侵害された。

その結果、飯舘村民は、滞在した者も、これまで誰も経験したことのない多大な精神的苦痛を被ったものである。この精神的苦痛という損害は、元の日常生活が一次的に阻害された精神的苦痛や、避難生活に伴う精神的苦痛なども含まれるものの、それのみによって評価し尽くすことができないものである。

かかる精神的苦痛を金銭的評価する場合、従来の交通事故方式や、公害方式の判断要素のみならず、包括的生活利益を侵害された点を重視し、各別月額算定方式などの既存の考え方ではなく、損害をあるがままに把握した上で、加害行為の悪質性、被害の程度等を総合考慮すべきである。

そして、本件においては、相手方らの注意義務違反の程度及び申立人らの被侵害利益が回復不能なまでに侵害されていること、さらには、既に本件原発事故から4年以上経過していることが重視されるべきである。

## 第5 原発事故被害における精神的苦痛について

### 1 はじめに

本件申立における被害は、多岐にわたっている。とりわけ、原発被害に伴う様々な被害による精神的苦痛は、被害・損害を検討していく上で、極めて重要な要素である。そこで、本書面では、以下、精神的損害を基礎づける各種文献・調査結果に基づいて、その特徴、被害の深刻性について述べる。

### 2 災害被災者のストレスの特徴

これまで、自然災害を被った住民の精神的ストレスについて報告例がいくつもある。本件原発事故は、人的災害であるが、被災者としての精神的ストレスの程度・内容等については、自然災害と大きく変わらない。

例えば、雲仙普賢岳噴火災害を用いた報告例（甲共40：太田保之（長崎大学医学部）ほか『災害ストレスと心のケア－雲仙普賢岳噴火災害を起点に－』医歯薬出版（1996））では、災害に直面した住民の精神状態について、

「同一系列の心的外傷が類似の反応を引き起こすわけではなく、精神的に不安定というレベルで留まる被災住民もおれば、神経症的症状や心身症的症状を呈する被災住民もあり、時には錯乱状態に陥る被災住民もいる。災害は生命や財産を突発的に脅かす事態をもたらすため、人間の最も強靱な側面と最も脆弱な側面を同時にさらけ出させてしまう。その結果、露呈する心理・精神医学的状态は複雑な様相を帯びることになる。」

と述べている（甲共40：15頁）。

また、避難者の精神状態は、時系列的に、「警戒期」、「衝撃期」、「ハネムーン期」、「幻滅期」、「再適応期」と分類されるが、最も深刻なのは、「幻滅期」である。そして、幻滅期の特徴について、同報告は、

「(しかし、) 家庭内の軋轢や家族離散に関係した精神的問題を呈した事例

は次第に多くなり、被災前のほどよい距離感のあった人間関係が仮設住宅で破綻したことをうかがわせた。起こり得る問題は、家族内や隣人間の対人的緊張関係の増加に留まらない。避難生活に多少の落ち着きが見え始め、被災住民が壊滅的な現実と直面する頃になると、財力の有無や個人的ネットワークの強弱などによって、持てる者と持たざる者の差が現れ、それを歴然と実感させられるようになる。・・・(中略)・・・やがて、被災住民の声を反映しない復興計画や融通のきかない法律が被災住民の気持ちを、さらに幻滅へと追い込んでいく。このように、災害ストレスは時間経過と共に姿かたちを変えて現れることに気づく必要がある。アルメロの火山噴火被災住民を追跡調査したりマらによると、落胆、疑惑、憎悪などの陰性感情を伴った幻滅期が6カ月後から始まり、約24～36カ月間継続したと報告している。パーカーは、被災初期の精神医学的問題は死や重度の受傷など生命に対する脅威に曝されたことからくるストレスに原因し、中期の精神医学的問題は避難生活などの環境の変化に対する再適応に関連したストレスへの反応としている。住み慣れた家や土地から離れて避難生活を送ることに伴うストレス要因には、次のようなものが含まれる。(1) 人間の尊厳性の喪失と他者への依存、(2) 不慣れで不便な臨時の住居、(3) 馴染みのない近隣と住み場所、(4) 近隣関係と社会的ネットワークの喪失、(5) 公共サービスの欠如、(6) 住居・住所の恒常性への不安、(7) 復旧段階での行政・官僚との軋轢、(8) 接死・臨死体験、生き残り、悲観など災害性心傷による持続的な精神ストレス、(9) 被災・立ち退きによる仕事、余暇、教育、その他日常的な生活の多様な変化、(10) 上記のすべてに起因する持続的または新たな家庭内の緊張、などである。」

と述べている（甲共40：20頁）。

さらに、同報告は、災害後の精神医学的問題（特にうつ状態）について、

「生きる心の支えは、家、仕事、財産、名誉、地域的役割、家族的役割、



家族や友人，思い出などさまざまであるが，それらを失うことを喪失体験と呼び，うつ病発病の状況因として知られている。地域住民の多くにこの種の体験を強いる災害は当然，うつ病発病の母地となりうる。自験例をみても，PTSD，身体化障害，精神病性障害，アルコール依存，行為障害などの背景には災害による状況因性のうつ状態が絡んでいたように思われる。診断分類上の多彩さは，災害前の生い立ち，暮らしのあり方，家族関係，性格，持病などの個人的要因や被害の種類，程度，避難生活の長さなど環境要因によって異なる症状や兆候の表出がみられているだけあって，その根幹はうつ状態と考えられる。」

と述べている（甲共40：146頁）。

このように，災害によって長期の避難生活を余儀なくされた住民は，「幻滅期」と称される過酷な精神状態におかれることになる。本件原発事故によって避難生活を余儀なくされた申立人らも，まさに同様な過酷な精神状態に置かれているのである。

### 3 原発事故による精神的ストレスの特異性

災害によって人々が受ける精神的ストレスの中でも，原子力災害によって人々が受ける精神的ストレスは特異的なものであり，本件原発事故による精神的ストレスは，より一層特異的なものである。これらについて，精神科医や心理学者は，次のように分析している。

- (1) 井上弘寿（自治医科大学精神医学）『福島原発事故を契機に強迫性障害を発症した自閉症スペクトラムの1症例』臨床精神医学 Vol. 41, No. 9, 1217-1225（甲共41）

「（原子力災害の一般的な6つの特徴）

①放射能は目に見えず，感知器なしに検知することはできない。したがって，被ばくの可能性がある状況では，被ばくしたかどうかは感覚的には

わからないため、疑心暗鬼を生むことになる。

②遺伝子への影響が懸念される。スリーマイル島原発事故やチェルノブイリ原発事故に関する研究において、遺伝子への影響に関する不安から、幼い子どもを持つ母親、妊婦、妊娠を考えている女性が災害後のメンタルヘルスにおけるハイリスク群とされる。・・・(中略)・・・

③健康被害があるかどうかは長い年月を経過しないとわからない。チェルノブイリ原発事故後7年以降に実施された一連の研究から、チェルノブイリ原発事故における公衆衛生上の最大の問題は、身体的な影響ではなく、メンタルヘルスに対する影響であることが明らかとなった。これは、原子力災害がいかに長期にわたってメンタルヘルスに影を落とすかということを物語っている。

④原爆や癌を関連づけられる。・・・(中略)・・・

⑤放射線災害では移動することによって危険を避けることができる。小西が指摘するように、移動することによって回避できるからこそ、放射線の問題は懊悩をもたらす。・・・(中略)・・・

⑥放射線災害は自然災害よりも感染症モデルに近い。これも小西が、放射線事故を自然災害やテロ、致死的な感染症の流行と対比して示している。この特徴は、福島県から避難者がホテルで宿泊を拒否されるというという不当な差別からもうかがわれる。・・・(中略)・・・」

「(今回の福島原発事故に特有の5つの特徴)

⑦政府の情報公開の遅れと不透明さ。例えば、「炉心溶融(メルトダウン)」は2011年3月12日に起こっていたと推察され、同日午後に原子力安全・保安院の審議官が「炉心溶融」の可能性に言及したにもかかわらず、同日夜には一転して、「炉心溶融が進行しているとは考えられない」という説明に変わった。その後、「炉心溶融」という言葉は封印され、「燃料被覆管の損傷」という表現に変わった。「燃料ペレットの溶融」という表現で、

政府がようやく炉心溶融を認めたのは、震災後1ヵ月を過ぎた4月18日のことであった。

⑧専門家の意見の相違。例えば、低線量被ばくによる健康影響に関して、正反対の専門家の意見があった。

⑨国内外のメディアの報道内容の相違。日本のテレビ放送は、大きな原子力事故ではないこと、そしてただちに健康に影響はないことを強調した。一方、海外メディアは、厳しい状況になる可能性があることを説明し、日本から国外に脱出する人々や東日本から西日本に避難する人々の様子を伝えていた。そして、もし福島原発で「最終的事態」が起こった場合、放射性物質が日本の首都圏に約10時間前後で到達すると説明し、しばしば当時の福島原発周辺の風向きを伝えていた。・・・(中略)・・・

⑩食品に関する風評。2011年3月19日、福島県で生産された牛乳や茨城県内で収穫されたホウレンソウから、食品暫定基準値を超える放射線量が検出された。同年4月4日、茨城県沖で獲れたコウナゴから放射線が検出された。その結果、安全であるはずの被災地産の食品までも敬遠されるようになった。海外においても、日本の製品は放射能に汚染されているという風評が立ち、2012年3月現在、いまだに多くの国において輸入規制が設けられている。・・・(中略)・・・

⑪インターネットにおける流言飛語。福島原発の状況に関する圧倒的な情報不足を補う形で、インターネット上にさまざまな流言が氾濫していた。例えば、雨には放射能が含まれているから雨に当たると被ばくする、被ばくはヨウ素入りのうがい薬を飲むと予防できる、原発事故や放射線物質について政府は情報を隠しているという類の流言がインターネットの掲示板やチェーンメールなどで飛び交った。・・・(以下略)」

(2) 蓑下成子(川村学園女子大学文学部心理学科)『被曝災害時のケア』心身医学  
Vol.52, No.5, 381-387(甲共42)

#### 「4. 放射線事故後の特徴

##### 1) 心理社会的影響の広範囲, 長期性

放射線事故には, 心理社会的影響が広範囲, 長期にわたる特徴がある。化学物質など他の見えない災害の中でも最もすばやく広範囲に広がり得て, 長い年月を経ないと実際の被害がわからないという放射線自体の特徴から, 被災者の不安を上昇させる。

##### 2) ホルモンや遺伝子への影響不安

ホルモンや遺伝子への影響不安があるために, 子どもをもつ母親, 妊婦, 受胎を考えている女性のメンタルヘルスにハイリスクである。

##### 3) 胎児や幼い子どもが放射能に弱い

幼い子どもをもつ母親や妊娠中の母親のストレスが遷延する。

##### 4) 原子力技術者たちの見解が一致していない

住民に不確実さと不安を与え, 結果的に避難の規模が拡大した。

##### 5) 放射線の測定が困難であること

専門家にも放射線の測定は難しく, 一方計測器の限界量まで測定する必要性(要望)があるため, 技術者も懸命に測定する。そのことがかえってあだとなり, 計測値の誤りが生じ, 数か月後に訂正するなどの必要性が生じてしまう。NHKの放送で実際に食物の計測値が数か月後に修正された出来事が発生した。計測値が修正されると, それが高くて低くても, 不信感をもたらす。

##### 6) 風評被害

観光業はもちろん, 農業, 工業までも影響を受ける。県が公表している「いばらき統計情報ネットワーク」によると, 茨城県の年間倒産件数が事故前年の183件と比較すると207件, 235件と2年連続で増え, 事故前年のレベルまで落ち着くのは, 4年後の2003年(176件)であった。倒産や解雇により経済状況が悪化し, 家族を取り巻く状

況も悪化していくことがわかる。

#### 7) 情報の錯綜（原子爆弾やがんの連想，感染症との関係）

さらに，放射線事故は，日本人特有の放射線との関係線が影響している。原子爆弾が2カ所に投下された経験がある日本では，特に放射線事故は原子爆弾と関連づけられ恐怖心を刺激される。小西は，今回の放射線被曝が感染症と混同されていることを指摘した。外部被曝，内部被曝などの専門知識の誤った理解のため，内部被曝している人と接触すると外部被曝するといったような偏見が意識されずに個人の中で処理された。意識されない偏見は，公的場面での政治家の失言や，乗車拒否，来場拒否，子どもの仲間はずれに出現した。蓑下は，事故現場周辺では，正確な情報が手厚くていねいに発言されるため，かえって遠方の区域で不安が上昇してしまう現象が起こることもあることを示した。

#### 8) 対処行動へのフィードバック認知の暴走

Hout らは，放射線の不確かな見えない性質により，放射線を回避する対処行動は，不安を低下せず，かえって高くしたと述べている。危険の原因を突き止める努力が失敗してフラストレーションが起こり，無力と感じてしまうからであるという。対処行動をとった成果も同様に見えないということも関連していると考えられる。また，小西は，放射線は回避可能であるからこそその不安であると指摘している。転居すれば，今後の被曝を避けることができるかもしれないが，現住所に住み続けることは低線量とはいえ，長年にわたって被曝し続けることになるかもしれない。それでも回避しないことが自己責任とされ，自責の理由が生じてしまうことになる。」

- (3) 中谷内一也（同志社大学心理学部）福島県立医科大学附属病院被ばく医療班編『放射線災害と向き合って』ライフサイエンス出版（甲共43：216頁）

「今回の原発事故に関して，私は，2つの側面があると思います。まず第

1の恐ろしさ因子は、全電源喪失により核燃料の冷却ができず、その後原発の炉心溶融という深刻な事故発生となり被害を拡大させました（制御困難性）。原子炉の建屋の水素爆発や火災の様子が放映され、どうしたって恐ろしいという感情を抱きます（恐ろしさ）。今回は免れましたが、何千シーベルトという高線量被ばくは、そこにいる人を死に至らしめますし（帰結の致死性）、放射性物質が遠くにまで放出され汚染地域を広げました（世界的な惨事の可能性）。事故の収束には数十年単位の長い時間を要し（リスク削減の困難性）、特に子どもへの放射線の影響が懸念されています（将来世代への影響）。福島県民にとっては、あえて被ばく線量の高い地域での生活を選んだのではないですし（非自発性）、首都圏への電力供給のために被害を被った（不平等）。こんなふうに今回の事故は認識される。すなわち、原発事故の印象は、恐ろしさ因子にかなり適合します。

第2の未知性因子についても、事故後の低線量被ばくのリスクが当てはまります。放射線は実感として見たり聞いたりできないですし（観察が不可能）、リスクに曝されていても影響の有無を感じることはできません（曝されている人が理解困難）。発がんのような影響は直ちに現れるのではなく（影響が晩発性）、施設敷地外の一般市民が大気や食品、水道水中の放射性物質を気にしなければならない事態は初めてです（新しいリスク）。」「なるほど。すると、今、問題になっている低線量被ばくは、核戦争などより、恐ろしさ因子はやや低くても、未知性因子は非常に高くなるため、直観的な認識としては、かえってリスクが高いと認知されやすくなるわけですね。」

- (4) 小西聖子（武蔵野大学人間科学部）『見通しを持たずさまよう被災者の心』臨床精神医学 Vol. 40, No. 11, 1431-1437（甲共44）

「自分が今決めたことが子どもの将来に大きな影響を及ぼすと思うと、家族が離れ離れになることも心配だが、放射線はもっと心配（あるいは、放射線は心配だが、家族がばらばらになるのがもっと心配）である。私は避

難しないと決めたが、そのことが子どもにどう影響するかが心配である。逆説的にいえば、移動することによって危険を避けることができるからこそ、放射線の問題は人々を悩ませているともいえる。世界中どこにいても変わらない危険なのであれば、人はそれを甘んじて受け入れるしかない。しかし、放射線の場合、場所によって安全に差があることは間違いない。自分で決定できることがある。ある程度の経済的な余力があれば、家を移すこともできる。仕事を変えられる人は変えられる。意図的な回避が、条件を整えば可能であるということが原発事故の放射線に対する人の態度を複雑にする。子どものいる人の自責感も増しそうである。」

「予測可能であること、制御可能であること、この二つが満たされる事象に対しては、人間は安心感を持てる。レイプから自然災害まで、トラウマティックな出来事はこの両方を満たしていないのが特徴である。恐怖、不安と無力感が、人の心を深く傷つける。原発事故もこの二つにピッタリと当てはまる。しかも予測不可能、制御不可能の状態が、他の災害ではみられないほど長期間続く。福島の被災者はずっと「見通し」を求めている。たとえ厳しいものでも見通しがあれば、人は対策を求めることができる。しかし見通しのないところで行動することはできない。不安を下げるために最も必要なものは事象の予測と制御であることは間違いない。」

#### 4 本件原発事故避難者に対する聴き取り調査の結果

本件原発事故によって避難生活を余儀なくされた住民に対し、実際に精神科医等らが問診や聞き取り調査をした結果、次のように、多くの割合の住民は、精神疾患に罹患していたり、強度の精神的ストレスに曝され続けていたりすることが明らかとなっている。

- (1) 三浦至（福島県医大神経精神科）ほか『福島県における震災ストレスと不安・抑うつ』臨床精神医学 Vol.41, No.9, 1137-1142（甲共45）

（平成23年3月12日から同年6月15日の期間中、福島県精神医学会に入会している精神病院、クリニックを受診した新患患者の調査）「本調査で急性ストレス反応／PTSD、適応障害、うつ病エピソード、その他の抑うつと診断された410名のうち、原発事故との関連が「あり」または「あるかもしれない」とされた患者は計133名（32.4%）であった。このうち急性ストレス反応／PTSD群では59名中28名（47.5%）が「関連あり」、10名（16.9%）が「関連あるかもしれない」と高い水準であった。」

- (2) 崔炯仁（京都府精神保健福祉総合センター）ほか『東日本大震災京都府心のケアチーム活動報告』臨床精神医学 Vol.41, No.9, 1167-1174（甲共46）

（2011年4月12日～7月26日の期間中、会津地方の避難所において、250名の被災者・職員を対象に診断・相談を行った結果）「対象者の主たる暫定診断は反応性抑うつ状態が55名（22%）と疾患の中で最多であった。…外傷性ストレス障害は4名（1.6%）、認知症9名（3.6%）、統合失調症圏7名（2.8%）、気分障害圏12名（4.8%）、神経症圏31名（12.4%）、身体疾患・医療健康問題の相談も35件（14%）であった。」

「原因・背景別（複数選択可）では「避難所生活や対人関係のストレス」が最多で126名（50.4%）、次に「震災や原発被害に関する喪失・ストレス」が96名（38.4%）であった。福島県は原子力発電所事故に基づく避難指示などによって避難している人の割合が特に高く、避難所は自宅から80km以上と遠方で、避難期間も超長期間が予想されることなどから避難生活に起因するストレスは他県の被災者よりも重要な位置を占めていたものと考えられる。」

- (3) 辻内琢也（早稲田大学人間科学）ほか『原発事故避難者の心理・社会的健康～埼玉県における調査から～』Depression Frontier, 2012, Vol.10, No.2, 21-31



(甲共47)

(埼玉県内の避難者(333名)に対する調査)「抑うつ・不安・怒り・無気力, 合計点すべての尺度において, 平均点が男性・女性ともに「高い」レベルであり, 図に示したとおり, SRS-18(注: 心理的ストレス反応尺度)の合計点において, 男性では76.0%, 女性では77.1%の者が「高い」レベルにあることが明らかとなった。「高い」レベルに加え, 「やや高い」レベルの割合も合わせると, 男性では92.9%, 女性では94.2%にのぼる。また, ストレス反応が「低い」レベルの者が男性・女性ともに0%であったという点も, 本調査結果の特徴としてあげられる。」

辻内らの調査は, 2012年の調査以降も, 2013年, 2014年にも調査が継続的に行われている。そして, 2014年の調査によっても,

「(有効回答522名の)うち301名(57.7%)がPTSDの可能性があるとされるカットオフ値(25点)以上。依然としてきわめて高い精神的ストレス状況にあることが判明した。」

としている(甲共48: 埼玉・東京震災避難アンケート調査集計結果報告書(第2報【速報版】))。

(4) 関礼子(立教大学社会学部)「警戒区域見直しにともなう檜葉町住民調査」調査報告書(速報・暫定版, 2012年11月)(甲共49)

(1593名からの回答)「現在の精神的な状態は「不安定である」が45.3%, 「どちらともいえない」が38.4%, 「安定している」が15.8%となっている(表33)。自由回答記述には「死にたい」(No.0279, 0412, 0498)という深刻な声もあり, 避難生活がメンタルヘルスに与える影響の大きさが懸念される。年代別で見ると(図23), 健康状態と同様, 年齢層が高いほど「不安定である」と回答する割合が高く, 70代以上は60.9%である。避難生活は, 特に高齢者にとって心身ともに辛いものになっていることがわかる。

また、20代で「不安定である」とする人が35.9%と、30代の28.2%より多い。就職、結婚、出産など、今後の人生設計を描く時期であることが関係しているかもしれない。」

(5) 山崎信幸（京大医学部精神医学教室）ほか『東日本大震災における中長期的な外部支援活動の役割』臨床精神医学 Vol. 41, No. 9, 1175-1181（甲共50）

（平成23年11月から平成24年3月までの期間、会津地方の避難所において121名と面談した結果）「震災後、被災地の状況は刻一刻と変化している。被災者の抱える不安・ストレスは、震災直後は、一次・二次避難所での避難生活、集団生活の中での人間関係ストレスの割合が50.4%と高かったが、中長期になり仮設住宅・借上げ住宅への転居が進むにつれて、避難生活のストレスは28.7%にまで減少した。他方、福島県では原子力発電所の事故の影響で仕事を失った被災者が多く、また避難生活が長期化することが予想されるため、将来への不安・生活への不安が25.2%から42.6%と有意に増加している。」

## 第5 損害について

### 1 はじめに

原子力損害賠償紛争審査会の「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下、追補を含め、「中間指針」という。）は、避難区域内の慰謝料（避難費用のうち通常範囲の生活費の増加費用を含む。）について、概ね「1人月額10万円を目安とする」（ただし、帰還困難区域については、一括賠償をするものとされている。）としている。

しかし、この慰謝料額は、個々の飯舘村民の被害の実情に鑑みて、少額に過ぎる。申立人ら飯舘村民は、豊かな自然と居住環境に恵まれた村を追われ、自宅に帰るメドすらつかず、劣悪な環境下で苦しく先の見えない避難生活を長期

間余儀なくされている。こうした飯館村民の塗炭の苦しみに鑑みれば、申立人らによって、「1人月額10万円」の慰謝料はその精神的苦痛を慰謝するには過少であり、申立人らが主張する避難慰謝料（1人月額35万円）への大幅な増額を認めるべきである。

また、中間指針の慰謝料は、専ら避難生活に関する精神的苦痛の慰謝料（その内容は「避難慰謝料」と言うべきものである。）であり（後記6参照）、これとは別個の利益が侵害されたことに対する精神的苦痛を慰謝するものではない。したがって、申立人ら飯館村民としての生活が破壊されたことについての慰謝料（生活破壊慰謝料）については、中間指針の慰謝料とは別個の損害項目として、別途賠償がなされるべきである。

以下、中間指針の問題点を指摘し、申立人らについて、避難慰謝料の額を増額し、生活破壊慰謝料を認めるべき理由について述べる。

## 2 避難慰謝料について

### (1) 中間指針等の内容

中間指針は、「精神的損害」の項目について、本件事故発生から6ヶ月間を第1期として、「第1期については、一人月額10万円を目安とする。但し、この間、避難所・体育館・公民館等（以下「避難所等」という。）における避難生活等を余儀なくされた者については、避難所等において避難生活をした期間は、一人月額12万円を目安とする。」との賠償基準を提示した（中間指針18頁）。

この第1期の月額10万円の根拠について、中間指針は、「本期間の損害額の算定に当たっては、本件は負傷を伴う精神的損害ではないことを勘案しつつ、自動車損害賠償責任保険における慰謝料（日額4,200円。月額換算12万6,000円）を参考にした上、上記のように大きな精神的苦痛を被ったことや生活費の増加分も考慮し、一人当たり月額10万円を目安とするのが合理的であると判断した。」と述べている（中間指針21頁）。

この結論を導く審議の過程で、審査会の能見会長から「交通事故などで入院

した場合の慰謝料についての自賠償などの基準がございますので、そんなものを参考にしながら議論するというのはどうかと私などは個人的には思っております。」（審査会HP：原子力損害賠償紛争審査会（第7回）議事録 参照）という発言がなされ、自賠償を基準とする理由につき特段議論もなく、第8回で自賠償に基づいて算定することが決まった。

## (2) 問題点

### ① 交通事故方式採用の不合理さ

審査会が交通事故方式（ここで「交通事故方式」とは、個別積算により損害の全てが捕捉されているという考え方をいう。）を採用したことについて、「交通事故があくまで個別の事故であること、加害者と被害者の立場の交代可能性があること、保険が普及していることといった、本件事故とはおよそ異なる特質を有する」「個別の損害項目ごとに算定された損害額を積み上げるという算定法がとられているが、このような方式で、本件における広範かつ多様な、しかも長期にわたって継続する被害の全体像を的確にとらえることができるのか」（甲共51：吉村良一「原子力損害賠償紛争審査会「中間指針」の性格」法律時報86巻5号136頁）と疑問視されている。

同様に、「原発事故の特殊性が個別損害項目の中で十分に汲みつくされているかどうか、自動車事故の場合には表れない特殊の損害項目がないかどうかの検証は、今後も不断に行っていく必要がある（個別積算方式の限界が公害賠償方式を生み出したことを忘れてはいけない）」（甲共52：潮見佳男「中島肇「原発賠償中間指針の考え方」を読んで」NBL1009号41頁）として交通事故方式の限界の指摘がなされている。

従前の典型的被害類型を想定して立てられた個別損害の積算では、今回の原発事故のような非典型の被害において、被害の全体を捕捉することは困難であり、交通事故方式を採用したことは不合理である。

## ② 自賠責を基準とすることの不合理さ

自賠責基準については、そもそも、「自賠責の傷害慰謝料は自賠法制定当時には決められておらず、1964年2月の自賠責支払基準改定の際に1日700円と定められ、その後保険金額と物価指数の変動の中で4200円に至ったものである。当初の700円という金額の根拠は判明せず、したがって、4200円の根拠も明確ではない」として、「自賠責の傷害慰謝料自体に明確な根拠がない」（甲共53：浦川道太郎「原発事故により避難生活を余儀なくされている者の慰謝料に関する問題点」環境と公害43巻2号15頁）という批判も出されている。

このように、自賠責基準自体、根拠が乏しいものであり、これを基準として用いることは本来不合理である。

## ③ 自賠責基準からさらに減額することの不合理

第8回審査会では、自賠責保険における慰謝料月額12万6千円の参考額が示され、能見会長から月額10万円という額が提起され、同額が決定されている（審査会HP：原子力損害賠償紛争審査会（第8回）議事録参照）。これは、第7回審査会で「自賠責で総体している慰謝料は、けがをして、自由に動けないという状態で入院している、身体的な障害を伴う場合の慰謝料です。それと比べると、たとえ不自由な生活で避難しているとはいえ、行動自体は一応は自由であるという場合の精神的苦痛とは同じではないので、おそらく自賠責よりは少ない額になるのではないか」という提起を受けて決定されたものである。

避難生活においては行動の制約を伴わないという前提に立つこと自体、避難生活の実態を把握していないことの現れであるが、そもそも、「避難生活が行動の制約を受けない状態かとの根本的な問題は別にして、そもそも自賠責の傷害慰謝料は入院に限られず、行動の自由に制約のない通院の場合にも適用される」（甲共53：浦川道太郎「原発事故により避難生活を余儀なくされ

ている者の慰謝料に関する問題点」環境と公害43巻2号15頁)のである。

したがって、減額する根拠が全くないにもかかわらず、自賠責の傷害慰謝料月額12万6000円から減額しており、かかる減額は極めて不合理である。

#### ④ 生活費増加分を含めることの不合理

中間指針は、慰謝料の中に避難費用のうち通常範囲の生活費の増加費用を含むものとしている。

しかし、生活費の増加費用は財産的損害であって、精神的損害である慰謝料に吸収されるようなものではない。

申立人ら飯舘村民の多くは、飯舘村の自宅の保守等のため、日常的に飯舘村内に帰宅しており、家族が離ればなれになっている者も多く、生活費が相当かさんでいる。これらは、純然たる財産的損害であり、本来は慰謝料とは別個に賠償がなされるべきものである。

中間指針の慰謝料額から生活費増加分を差し引くと、避難慰謝料は月額10万円よりも更に少額になり、低額である自賠責の傷害慰謝料から更に大幅に減額されることになる。申立人ら飯舘村民が現に受け続けている精神的苦痛の大きさに鑑みれば、このような減額は決して許されるべきものではない。

したがって、原紛センターにおいて、慰謝料に生活費増加分を含めるのであれば、本件においては、慰謝料額を相当に増額させなければ、著しく正義に反するというべきである。

#### ⑤ 避難慰謝料の「打切り」の不合理

中間指針第4次追補は、飯舘村の緊急時避難準備区域と居住制限区域について、慰謝料の額を引き続き月10万円としたうえで、避難が長期化した場合には、一括賠償の対象となる被害者の損害額の合計額までを概ねの目安とするとしており、避難慰謝料の「打切り」を示唆している。

これは、一定の時期以降は、現実に被害（避難）が生じたとしても、これ

を無視しようとするものであって、その根拠も明確でない。「打切りありき」の不合理な慰謝料算定基準というほかない。

#### ⑥ 逡減方式の「撤回」――中間指針は絶対でないこと

ア 中間指針は、上記第1期終了から6ヶ月間を第2期として、「一人月額5万円を目安とする。但し、警戒区域等が見直される等の場合には、必要に応じて見直す。」との賠償基準を提示した（中間指針18頁）。

しかし、将来の見通しが立たない状況下での生活は、長期化する程精神的苦痛が増大するのであるから、かかる精神的苦痛が交通事故による傷害の場合と同じように時間の経過によって逡減すること等ありえない。

イ 第2期の月額5万円につき、各方面から強い批判を受け、相手方東電の判断やADRセンターによる総括基準によって、第2期以降も月額10万円とされ、審査会もかかる上乗せを追認している（甲共54：除本理史「原子力損害賠償紛争審査会の指針で取り残された被害は何か」経営研究65巻1号3頁）。同様に、第2次追補では、避難指示区域見直しの時点以降の第3期の避難慰謝料は「月額10万円」を基礎に組み立てられている。このように、いったん定められた中間指針も絶対のものではなく、避難の実情や社会の批判に対応して事実上修正されてきた。

ウ 前述のとおり、申立人ら飯舘村民が受け続けている苦しみに鑑みれば、「月額10万円」の慰謝料はその精神的損害を慰謝するには過少であり、第2期の避難慰謝料額を見直したのと同様に、中間指針を事実上修正して、大幅な避難慰謝料の増額を認めるべきである。

#### (3) あるべき避難慰謝料

あるべき避難慰謝料の金額は、もし、加害行為がなかったとしたならばあるべき利益状態と、加害がなされた現在の利益状態の差に着目し、本件事故による避難前と同じ利益状態を回復するために必要となる慰謝料額がいくらかという観点から確定されなければならない。

申立人らは、本件事故により、突然の避難生活を強いられ、将来も見据えられないという長期かつ過酷な避難生活を強いられており、申立人らから幸せな日常生活を送る権利を一瞬にして奪い去った相手方の加害行為の悪質性や重大性も極めて大きなものである。

このような被害実態や加害行為の悪質性や重大性にかんがみれば、一人月額10万円の避難慰謝料で、申立人らが本件事故による避難前と同じ利益状態を回復することができるとは到底考えられない。

具体的な避難慰謝料の額としては、例えば、不法行為（交通事故）により傷害を被り、入院を余儀なくされた場合には、一般的に1月あたり53万円（通院の場合28万円）、むち打ち等他覚症状のない場合でも1月あたり35万円（同様に通院の場合で19万円）程度の慰謝料が認められている。そして、避難生活を余儀なくされた者は、事故以前の居住場所からの隔離を受けているという点で、入院に比肩すべき身体の拘束を受けているというべきであり、交通事故の入院慰謝料と同等の基準を採用すべきである。少なくとも、避難者には必ずしも交通事故の重症患者のような傷害がないことから、赤い本別表Ⅱ（月35万円）を出発点とすべきである。

### 3 生活破壊慰謝料について

#### (1) 審査会が想定する要素

もともと、中間指針が定めた慰謝料を基礎付ける要素は、①正常な日常生活の維持・継続を長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛（「日常生活阻害慰謝料」）、②今後の生活の見通しに対する不安が増大したことにより生じた精神的苦痛（「見通し不安に関する慰謝料」）であった（甲共54：除本理史「原子力損害賠償紛争審査会の指針で取り残された被害は何か」経営研究65巻1号3頁）。

「日常生活の阻害」も「見通しの不安」も、不便で先の見えない避難生活に



起因する精神的苦痛であり、中間指針の慰謝料は、避難（生活）慰謝料というべきものである。

しかしながら、申立人らの被害実態に照らすと、上記の避難慰謝料では足りず、いくつかの重要な要素が欠落している。欠落している要素に対応する被害（損害）は、避難慰謝料とは別個に賠償の対象になる。

中間指針第3の備考が「その他の本件事故による精神的苦痛についても、個別の事情によっては賠償の対象と認められ得る。」としているのは、この理を表したものである。

## (2) 生活破壊慰謝料の意義・必要性

そして、本件では、上記の避難慰謝料とは異なる慰謝料として、生活破壊慰謝料が認められなくてはならない。

すなわち、避難慰謝料は、避難生活を余儀なくされたことによって生じた精神的苦痛に対する慰謝料であるが、本件事故では、単に避難生活での不便や不安だけにとどまらず、放射能汚染、産業への影響及びコミュニティの喪失といった被害が生じている。こうした被害による精神的苦痛は、中間指針の慰謝料（避難慰謝料）には含まれていないものである。これらの被害に基づく精神的損害についても、当然、別途賠償されなければならない。

申立人らは、生まれ育ったふるさと・コミュニティを喪失し、飯舘村での生活をささえていた自然環境や社会環境をはじめとする諸々の生活基盤が破壊され、飯舘村の自然と一体化していた個人的あるいは社会的・文化的な諸活動（山菜・キノコ採りなどの日常的営為のほか、祭事などの非日常的営為なども含む。）も失ってしまった。申立人らは、自らのアイデンティティー（自我同一性）の死ともいえるべき苦痛を味わい、精神は落ち着くべき場所を奪われた状態になっている。これらの被害は、避難の終期を迎えても、終期とは無関係に回復されないままなので、避難生活に由来する精神的苦痛とは異なる被害である。しかも、これらの被害は、個々人の人間としての実存の本質・根幹にかかわるもの

で、極めて重大な被害であり、その性格は避難慰謝料とは全く異なる。

こうした申立人らの飯舘村の村民生活の総体が破壊されたことによる精神的苦痛についての慰謝料は、生活破壊慰謝料というべきものであり、避難慰謝料とは別個の精神的損害である。

### (3) 中間指針の内容と問題点

ところが、中間指針第2次追補では、備考において、帰還困難区域に限定する形で「長年住み慣れた住居及び地域における生活の断念を余儀なくされたために生じた精神的苦痛」が賠償の対象となることを認め、これに基づく形で、第4次追補においては、帰還困難区域のみを対象に、一括払いで従前の慰謝料額に1000万円を上乗せする（ただし、1000万円の加算にあたって、第2次追補で示された600万円のうちの将来分（平成26年3月以降に相当する部分）を控除する）としている。

しかし、飯舘村の生活破壊は、上記のように、単なる住居・地域の生活の断念にとどまらない深刻な被害であって、その被害は中間指針の想定を超えている。また、こうした生活破壊の現況は、避難区域の線引きによって定まるものではなく、地域の実情に即して判断されなければならない。飯舘村では、帰還困難区域だけでなく、居住制限区域も避難指示解除準備区域も同じように、村民生活の全般的破壊がみられる。したがって、申立人らには、再編された避難区域の種別にかかわらず、ひとしく生活破壊慰謝料が認められるべきものである。

また、この上乗せされた慰謝料の実質をみると、従前の避難慰謝料と基本的に同質のものであって、単に、避難慰謝料の将来分をまとめ払いする期間を延伸しただけのものに過ぎず、コミュニティの喪失等に対応する新たな慰謝料を認めたものと評価することはできない。

すなわち、中間指針第四次追補は、1000万円の加算にあたって、第二次追補で示された600万円のうちの将来分（平成26年3月以降に相当する部

分)を控除するとされており、両者は、足し引き可能な同質のものであることが前提とされている。また、帰還困難区域以外につき、慰謝料額を引き続き月10万円としたうえで、それが積み重なった結果、上乗せされた額とほぼ同額になった場合、同慰謝料は頭打ちになるとされており、この点においても、両者は同質であることが前提とされている。さらに、中間指針は、そもそも、慰謝料の対象となる精神的損害の範囲を、徐々に拡大させ、その中身の読み替え、すり替えを行ってきた。

このような経緯からしても、コミュニティの喪失に基づく精神的損害を賠償するものと評価することはできない。生活破壊慰謝料は、上記に掲げた性質上、避難慰謝料を一括先払いするようなものであってはならないのである。

#### (4) あるべき生活破壊慰謝料

このように中間指針において、新たに慰謝料額を上乗せしようとも、これは、従前の避難慰謝料の将来分をまとめ払いする期間を延伸しただけのものに過ぎず、避難慰謝料では賠償できない精神的損害に対する慰謝料として、いくらかでも認めたものと評価することはできない。

また、仮に、新たに上乗せされた慰謝料をコミュニティの喪失等に対する慰謝料と考えたとしても、上乗せされた金額では、本件事故における精神的損害の程度を正しく評価したと考えることはできない。

すなわち、例えば、生活破壊慰謝料が対応すべき代表的な精神的損害は、人格発展に不可欠な利益の侵害に結びついている。そして、この侵害は将来にわたって回復不能な損害であるため、申立人ら各人は、本件事故までに形成してきた人間関係の喪失、自己の人格を育ててきた自然環境・文化環境の喪失といったあらゆる生活全体の喪失感を抱き続けなければならない。このような申立人らの抱える喪失感は、あえて他と比較するならば、交通事故によって大事な家族を失ったことに匹敵するものである。

また、申立人らの喪失感をこのように評価することは、慰謝料の算定にあた

っては、加害者の非難性を含めた主観的・個別的事情が斟酌されなければならないところ、本件では相手方の加害行為の悪質性や重大性が極めて大きいこと、あるいは、本件における加害者と被害者は非互換的で、加害行為には利潤性があることなどの諸事情が認められることからしても、妥当なものである。

以上のことからすれば、申立人らにおいて、避難慰謝料では賠償されない精神的損害が存在するというべきであり、そして、その損害額をあえて評価すれば、2000万円を下らないというべきである。

以上